明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（環境五五）　一

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・指定法の付記、企業年金基金設立関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効の取消、行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　三
会社その他
会社決算公告　四

告示

○環境省告示第五十五号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月環境庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十一日

環境大臣　大塚　珠代

別表第一を次のように改める。

一酸化炭素				
ガソリン又は大気汚染防止法第二条第十項の自動車及び原動機付自転車を定める省令（昭和四十三年運輸省令第五十八号）に規定する液化石油ガス（以下「液化石油ガス」という。）を燃料とする普通自動車（乗車定員十人以下のもので、総重量が三トン以下の車両であつて、専ら乗用の用に供するもの及び乗車定員十人以下のもので、車両総重量が三トン以下の車両であつて、専ら乗用の用に供するものを除く。）及び小型自動車（乗車定員十人以下のもので、専ら乗用の用に供するものを除く。）であつて、ガソリンを燃料とするもの	冷機状態でのWLTC②による測定	一キロメートル走行当たり二・〇三グラム		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	冷機状態でのWLTC②による測定	一キロメートル走行当たり七・〇六グラム		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	冷機状態でのWLTC①による測定	一キロメートル走行当たり七・〇六グラム		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	冷機状態でのWLTC②による測定	一キロメートル走行当たり四・四八グラム		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	JE〇五モードをガソリン重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定	一キロワット時当たり二十一・三グラム		